

川崎市文化芸術活動支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大により活動の場を制限されている文化芸術の担い手等（以下「担い手等」という。）を支援するとともに、文化芸術に触れる機会を市民に提供することを目的に、インターネット上で発信する文化芸術作品や子ども向けコンテンツ（以下「作品等」という。）を制作する担い手等に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化芸術

文化芸術基本法（平成13年法律148号。以下「基本法」という。）第8条から第12条に列挙された次に掲げる分野をいう。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊（基本法第8条関係）

イ 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（基本法第9条関係）

ウ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（基本法第10条関係）

エ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（基本法第11条関係）

オ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）（基本法第12条関係）。ただし、食文化に関しては「講演や親子料理教室事業等の食文化に関する発信等」を主とするものを対象とし、飲食の提供を主な目的とするものは対象外とする。

(2) 文化芸術作品

文化芸術の制作活動や解説等を動画に収録したものをいう。

(3) 子ども向けコンテンツ

幼児及び小学生を対象に文化芸術の実践及び鑑賞のポイント等を分かりや

すく説明する動画並びに文化芸術に係る教育娯楽に関する動画をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する個人又は構成員が次の各号の全てに該当する法人格を有しない団体（以下「グループ」という。）とする。

- (1) 住所地又は活動拠点が川崎市内であること
- (2) 令和2年2月26日以前1年間の期間において、川崎市内における文化芸術活動の実績（対価の支払いが行われているものに限る。）があること
- (3) 主として文化芸術の制作活動に係る収入により生計を維持していること
- (4) 出演、展示予定だったイベントの中止など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入の減少が見込まれていること

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、奨励金の交付対象者又は交付対象者であるグループの構成員としない。

- (1) この要綱による奨励金に対する他の申請において交付対象者となっている者
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (3) その他市長が適当でないとするもの

(交付の対象となる事業)

第4条 奨励金の交付対象となる事業は、前条に規定する交付対象者が、作品等を制作することとする。ただし、当該制作は、第7条により選定されたものに限る。

2 前項の作品等の制作は、交付決定の日から同年8月31日までに行われたものとする。

(奨励金額)

第5条 奨励金の額は、前条の作品等の制作等を行う交付対象者である個人又はグループの構成員1人につき5万円とし、1点の作品等の制作につき上限30万円とする。

(事業計画書の提出)

第6条 市長は、奨励事業について公募を行い、奨励金の交付を受けようとする者は、川崎市ホームページ上の応募フォームにより、作品等の制作についての事業計画書を市長に提出しなければならない。

(奨励事業の選定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された事業計画書について、別に定める要綱に基づき、川崎市文化芸術活動支援事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）の議を経たものの中から、奨励事業を選定する。

2 選定委員会は、奨励事業の選定に際し、必要に応じて有識者の意見を聴取することとする。

3 市長は、第1項の規定により選定した奨励事業について、応募者に対し、選定結果を連絡する。

(申請)

第8条 前条第1項の規定により選定された交付対象事業の事業計画書を提出した者が、奨励金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに川崎市文化芸術活動支援奨励金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書を受理した時は、速やかに奨励金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により奨励金の交付が適当であると認めた時は、その決定の内容及び条件等について川崎市文化芸術活動支援奨励金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、その交付決定の

内容又は条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に書面により申請を取下げることができる。

(事業の変更・中止)

第11条 第9条の交付決定を受け事業を実施する者(以下「事業実施者」という。)は、選定事業の内容を変更し、又は選定事業を中止しようとするときは、あらかじめ川崎市文化芸術活動支援奨励金選定事業変更・中止申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を得るものとする。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合はこの限りではない。

(作品等及び報告書の提出)

第12条 事業実施者は、選定事業が終了した時は、14日以内に、作品等の電子データ及び川崎市文化芸術活動支援奨励金選定事業報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の確定)

第13条 市長は、前条の提出を受けた場合は、提出された作品等及び報告書の内容の審査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき奨励金の額を確定し、事業実施者に川崎市文化芸術活動支援奨励金確定通知書(第5号様式)により通知する。

(交付決定の取り消し等)

第14条 市長は、第11条による変更・中止申請を承認したときは、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

2 市長は、事業実施者が奨励金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、この要綱又は神奈川県暴力団排除条例第23条第1項及び第2項の規定に違反したときは、奨励金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前項の場合において、既に奨励金が交付されているときは、市長は、奨励金の全部又は一部の返還並びに奨励金の受領の日から納付の日までの期間に応じて所定の年利の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

(作品等の発表)

第 15 条 市長は、第 13 条の規定により適正と認めた作品等について、川崎市ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づき確認した後、YouTube 上の川崎市文化芸術応援チャンネルにおいて公開するほか、市の文化芸術の振興施策において作品等を使用できるものとする。

3 作品等の著作権は事業実施者に帰属し、市長は事業実施者が後日、他所において発表することや二次使用することを妨げないものとする。

(感染症対策)

第 16 条 事業実施者は、奨励金の申請や報告等に係る事務や作品等の制作において、インターネット上で作業を行い人同士の接触の機会を減らす等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限の配慮をするものとする。

(委任)

第 17 条 その他、この要綱に定めのない事項については、本市条例等に定めのある場合を除いて、市民文化局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 5 日から施行する。

		応募番号	
川崎市文化芸術活動支援奨励金 交付申請書			
		令和 年 月 日	
(宛先) 川崎市長			
(申請者 () はグループの場合) 住 所 (代表者住所) 〒			
(グループ名) (代表者の職及び氏名)			
		氏 名	印
		電 話	
		e-mail	
川崎市文化芸術活動支援奨励金の交付を受けたいので、川崎市文化芸術活動支援奨励金交付要綱第8条に基づき、次のとおり申請します。			
動画の分野	<input type="checkbox"/> 作品 <input type="checkbox"/> 子ども向け動画		
動画の企画概要			
事業を実施する者	人 (詳細は、別項参照)		
奨励金申請額	金 円 (事業を実施する者1人につき5万円、合計30万円まで)		
事業完了予定日	令和 年 月 日 ※動画・完了報告書の提出ができる見込み時期を記入してください。 最終期限は令和2年8月31日です。		

事業を実施する者 (1人目・代表者)	住所 氏名							
事業を実施する者 (2人目)	住所 氏名							
事業を実施する者 (3人目)	住所 氏名							
事業を実施する者 (4人目)	住所 氏名							
事業を実施する者 (5人目)	住所 氏名							
事業を実施する者 (6人目)	住所 氏名							
奨励金の振込口座	<div style="text-align: center;"> <p>振込口座</p> <p>銀行 信用金庫 農協</p> <p>支店 出張所</p> </div> <p>金融機関名.....</p> <p>預金種別 1 普通 2 当座</p> <p>口座番号</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p>(フリガナ)</p> <p>口座名義.....</p> <p>※通帳の口座番号・名義が分かる部分の写しを添付してください。</p>							

(第2号様式)

川崎市文化芸術活動支援奨励金 交付決定通知書

川崎市指令市文第 号
(グループ名)
(申請代表者氏名) 様
応募番号 (番号)

年 月 日付けで申請のあった川崎市文化芸術活動支援奨励金については、川崎市文化芸術活動支援奨励金交付要綱に基づき、次の条件を付して奨励金の交付を決定しましたので、通知します。

年 月 日

川崎市長 氏 名

決定額	金 円 (内訳) 5万円×従事者 名 なお、事業完了後の実施報告に基づき、交付額を確定します。
条 件	<ol style="list-style-type: none">この奨励金は、事業の主旨・目的に沿って適正に使用してください。偽りその他不正な方法により交付を受けたことが明らかになったときは、奨励金の交付通知を取り消し、既に交付した奨励金の返還を命ずることがあります。この通知書の内容に不服があるときは、決定日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができます。

川崎市文化芸術活動支援奨励金 変更・中止申請書

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市長

(申請者) ※グループの場合は代表者
応募番号
住 所 〒

グループ名
氏 名 印
電 話
e-mail

令和 年 月 日付けで選定された事業について、次のとおり
(変更・中止) したいので、川崎市文化芸術活動支援奨励金交付要綱第
11条に基づき申請します。

変更・中止の内容 (何をどのように 変えるのか詳しく 記載してください)	
変更・中止の理由	
今後の対応予定	

(第4号様式)

応募番号

川崎市文化芸術活動支援奨励金実施報告書

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市長

(報告者) ※グループの場合は代表者
住 所 〒

グループ名

氏 名

印

電 話

e-mail

年 月 日付けで奨励金の交付決定を受けた事業について、当該事業を（実施・中止）し終了しましたので、川崎市文化芸術活動支援奨励金交付要綱第12条に基づき、次のとおり報告します。

動画の分野	<input type="checkbox"/> 作品	<input type="checkbox"/> 子ども向け動画
事業名 (動画タイトル)		
実施内容 (総括、事業の成果、今後の課題等)		
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
奨励金額	金 円 (5万円× 人)	
連絡先 (代表者以外の方が担当の場合)	担当者氏名	
	住 所	〒
	電 話	
	e-mail	

川崎市文化芸術活動支援奨励金 確定通知書

川市文第 号
年 月 日

(グループ名)
(申請代表者氏名) 様
応募番号 (番号)

川崎市長 氏 名

年 月 日付けで実施報告があった事業については、川崎市文化芸術活動支援奨励金交付要綱に基づき、次のとおり奨励金の交付額を確定しましたので、通知します。

事業名 (動画タイトル)	
確定額	金 円 (内訳) 5万円×従事者 名
備考	